

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。
(令和2年6月16日時点)

■雇用調整助成金 特例措置の拡充

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で売上げが減少した事業者が、休業手当を支給して従業員を休ませた場合、政府がその費用の一部を助成する「雇用調整助成金」(特例措置)をさらに拡充及び簡素化される。主な改正点は下記の通り。(問合せ: ハローワーク小田原 0465-23-8609)

- ・ 特例期間を6月30日 → 9月30日に延長
 - ・ 助成額上限 8,330円 → 15,000円に引き上げ(月額上限額33万円)
 - ・ 助成率 中小企業(解雇等をしない場合)は、9/10 → 10/10に引き上げ
 - ・ 教育訓練の助成金 中小企業(解雇等をしない場合)は、10/10に引き上げ(上記助成金に加算2,400円)
- ※教育訓練はオンラインでも可能

※当所にて雇用調整助成金の説明会を実施しますので、ぜひご参加ください。(詳細は当所ホームページ)

6月24日(水) 15:30~18:30~ 場所: 小田原箱根商工会議所1Fホール

■家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者の方々に対して、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

- ・ 対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月~12月において以下のいずれかに該当する者
 - ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
 - ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少
- ・ 給付額 直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分)
給付額(月額)、法人50万円、個人事業主25万円まで給付率は2/3
上記を超える場合は、給付率1/3(給付額上限月額 法人100万円、個人100万円)
- ・ 申請期間 未定

■神奈川県 感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム

事業者の皆様が安心して店舗営業ができ、また、利用者も安心して来店・参加できるよう、新型コロナ感染者が発生した際にLINEのメッセージが届く神奈川県の取組。神奈川県のHPより登録をお願いします。

■参考(台風19号関連)

○中小企業等災害復旧支援事業補助金(小田原市・箱根町)

令和元年台風19号により建物・設備などに被害を受けた市・町内中小企業者等に対し、新たな経営計画および復旧計画に沿って事業の再建を行った場合に、その費用の一部を補助。

- ・ 対象者 台風19号被害を受けた中小企業 小規模事業者等
- ・ 補助金額 上限2800万円(補助率7/10) ・ 申請期間 小田原市・箱根町とも10月30日(金)まで
- ・ 問合せ 小田原市: 0465-33-1555(産業政策課) 箱根町: 0460-85-7410(観光課)

○持続化補助金 台風19号、20号及び21号型

台風被害を受けた小規模事業者等の再建を支援するため、事業再建や販路開拓を支援。事業再建に関する費用だけでなく、その後の販路開拓や集客に関する支援も対象です。(問合せ: 商工会議所)

- ・ 対象者 台風被害を受けた小規模事業者(市・町の発行する被災の証明が必要)
- ・ 補助金額 100万円(補助率2/3) ・ 申請期間 ~7月10日(金)

小田原箱根商工会議所 本所 0465-23-1811 箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。